

子育て支援室からのお知らせ

・児童扶養手当制度 ・ひとり親家庭等医療費助成制度

○児童扶養手当制度

児童扶養手当は、父母の離婚などにより父親と生計をともにしていない児童の母、あるいは母に代わってその児童を養育している方に対し、児童の健全な成長を願って支給される手当です。

8月1日から、父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されることになりました。手当てを受けるには、手続きが必要です。11月30日までに申請をしていただくと、次の取扱いとなります。

- ・7月31日までに支給要件に該当している方 ↓「8月分」から支給されます。
- ・8月1日以降、11月30日までに支給要件に該当した方 ↓「要件に該当した日の翌月分」から支給されます。

※11月30日を過ぎると、申請の翌月分からの支給になります。

①支給対象者

※次のいずれかに該当する児童を監護する母または養育者

※父の場合は児童を監護し、かつ生計を同じくしていること

・父母が婚姻を解消した児童



- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が重度の障がい者である児童
- ・母が婚姻によらないで出生した児童など

ただし、このような児童を監護、養育しているも、一定の条件が満たされていない場合は支給要件には該当しません。

②現況届の提出をお願いします

手当の受給者は、毎年8月中旬に「現況届」を提出しなければなりません。この届の提出がないと8月以降の手当が受けられなくなりますので、必ず期間内の手続きをお願いします。受給者の方には7月末に案内を送付してあります。

○ひとり親家庭等医療費助成制度

この制度は、ひとり親家庭等に対し、医療費の本人負担分の一部を市が助成するものです。

①助成対象者

- ・母子家庭・父子家庭の父母と児童
- ・父母のいない児童を養育している人と児童
- ・父母（いずれか）が重度の障がい者である児童と監護している父または母など

ただし、このような児童を監護、養育しているも、一定の条件が満たされていない場合は、助成の要件には該当しません。

②受給者証の更新について

この制度の受給者は、毎年8月中旬に「受給者証の更新」の手続きをしなければなりません。この手続きがないと10月分からの助成が受けられなくなりますので、必ず期間内の手続きをお願いします。受給者の方には7月末に案内を送付してあります。

※児童とは18歳になった日以後の最初の3月31日（一定の障がいの状態にある場合は20歳未満）までの人のことをいいます。

お問い合わせ

市役所社会福祉課（子育て支援係）
☎63-5113 各支所市民課・行政サービスセンター

ご相談ください

特設人権相談所

毎日の暮らしの中で起こる様々な問題、いじめや体罰、不当な差別問題、家庭内の問題、近隣間のもめごとなどの相談に応じます。

相談は無料で、秘密は守られます。予約制の相談ではありませんので、当日会場に直接お越しください。

開催日

8月23日（月）午前9時～正午
会場

金井コミュニケーションセンター
相談担当者

人権擁護委員 本間勝一 桑原武子
法務局職員 総務係長 立石智佐代

お問い合わせ

新潟地方法務局佐渡支局
☎74-3787

